



® 平成 29 年 7 月 10 日 (月)  
No. 14483 1部370円 (税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所  
一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671  
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971  
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]………… (1)

## 主要判決全文紹介

### 《知的財産高等裁判所》

#### 審決取消請求事件

(発明の名称を「接触端子」とする特許の無効審決取消訴訟) [上] (全2回)

—平成28年(行ケ)第10212号、平成29年4月18日判決言渡—

#### 事案の概要

原告は、特願2011-271985号の出願(原出願)を分割し、発明の名称を「接触端子」として特許出願(特願2013-88790号)をし、特許第5449597号として特許権の設定の登録を受けた。被告は、本件分割出願は分割要件を満たしておらず無効であるとして無効審判を請求した。特許庁は、これを無効2015-800030号事件として審理し、平成28年8月16日、特許無効の審決をした。

本件は、原告が無効審決に対する取消しを求めて提訴した事案である。

争点は、分割出願の特許請求の範囲に記載された「球状面からなる球状部」は、「絶縁体」のだけでな

## YAMAKAWA 山川国際特許事務所

所長・弁理士 山 川 茂 樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階  
TEL: (03) 3580-0961 (代表) FAX: (03) 3581-5754  
E-mail: [yamakawaipo@mtc.biglobe.ne.jp](mailto:yamakawaipo@mtc.biglobe.ne.jp) URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>

く「導体」のものを含むか否かと、原出願に「導体」のものが開示されていたか否かである。

知的財産高等裁判所は、以下のとおり、①「球の球状面からなる球状部」は導電性を有するものであり、絶縁球を備えない接触端子も含む、②原出願明細書には、絶縁性を備えない接触端子は記載されておらず、接触端子を、絶縁体を含まないものとするは想定されていないと解すべきである、として、本件分割出願は分割出願の要件をみたすものということではできないとの結論を導き、審決を維持した。

本件特許を巡っては、先行して侵害訴訟が提起され、東京地判平成28年3月17日(26年(ワ)第20422号)及び知財高判平成28年10月26日(28年(ネ)第10042号)として審理され、理由は少し異なるものの、いずれも、非侵害との判断を下している。(なお、地裁は、出願経過を考慮して「押付部材」は「球」に限定されるものと解釈したのに対し、知財高裁は、「球」に限定せず(出願経過には触れず)、技術的意義の違いに着目して非侵害の結論を導いている。)

#### 本件発明

本件分割出願の請求項1(本件発明1)は、次のとおりである(下線部の記載が主な争点となった)。

【請求項1】管状の本体ケース内に収容されたプランジャーピンの該本体ケースからの突出端部を対象部位に接触させて電氣的接続を得るための接触端子であって、

前記プランジャーピンは前記突出端部を含む小径部及び前記本体ケースの管状内周面に摺動しながらその長手方向に沿って移動自在の大径部を有する段付き丸棒であり、前記プランジャーピンの前記突出端部を前記本体ケースから突出するように前記本体ケースの管状内部に収容した絶縁体被膜を有するコイルバネで付勢し、

前記プランジャーピンの中心軸とオフセットされた中心軸を有する前記大径部の略円錐面形状を有する傾斜凹部に、球の球状面からなる球状部を前記コイルバネによって押圧し、前記大径部の外側面を前記本体ケースの管状内周面に押し付けることを特徴とする接触端子。

原出願の特許請求の範囲の記載(明細書の記載は略)

【請求項1】本体ケースに設けられた非貫通長穴に挿入したプランジャーピンの該本体ケースからの突出端部を対象部位に接触させて電氣的接続を得るための接触端子であって、

前記プランジャーピンは前記突出端部を含む小径部及び前記非貫通長穴の内面に摺動しながらその長手方向に沿って移動自在の大径部を有する段付き丸棒であり、前記大径部の端部からその長手方向に沿って前記大径部の少なくとも側面部の一部を残すように切削部を与えて前記切削部内に少なくとも絶縁表面を有する絶縁球を収容し、

前記非貫通長穴と前記絶縁球との間にコイルバネを介在させて前記プランジャーピンの前記突出端部を前記本体ケースから突出するように付勢していることを特徴とする接触端子。

【請求項2】前記本体ケースの前記非貫通長穴の底部には前記絶縁球の径よりも小さい径の第2の袋孔を削孔してその内部に前記コイルバネの端部近傍を収容していることを特徴とする請求項1記載の接触端子。

【請求項3】前記第2の袋孔の底面は円錐面であることを特徴とする請求項2記載の接触端子。

【請求項4】前記切削部は、袋孔であることを特徴とする請求項1乃至3のうちの1つに記載の接触端子。

【請求項5】前記切削部としての前記袋孔の底面は円錐面であることを特徴とする請求項4記載の接触端子。

【請求項6】前記切削部としての前記袋孔の底面の前記円錐面の中心軸は前記プランジャーピンの中心軸とオフセットされていることを特徴とする請求項5記載の接触端子。

【請求項7】前記切削部は、前記大径部の前記外側面から前記プランジャーピンの中心軸をよぎる方向に向けて平面切削された底平面部と、前記プランジャーピンの前記中心軸とオフセットした位置で且つこれに平行に前記大径部の前記端部から前記底平面部に向けて平面切削した側平面部と、前記側平面部に